

2015年5月22日

各位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
JFEシステムズ株式会社
代表取締役社長 西崎 宏
(コード番号) 4832 東証第二部
(問合わせ先) 総務部長 山本福己
(電話番号) 03-5637-2100(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2015年6月24日開催予定の当社第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条第2項(取締役の責任免除)および第36条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(責任免除) 第27条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>社外</u> 取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(責任免除) 第27条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(責任免除) 第36条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>社外</u> 監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(責任免除) 第36条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>監査役</u> との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

2015年6月24日
2015年6月24日

以上